

下記の委託業務について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年5月9日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度意見表明等支援事業業務委託

(2) 業務目的

令和4年児童福祉法等改正法（以下、「改正法」という。）では、社会的養護に係るこどもの権利擁護の強化を図るため、こどもの意見表明等支援事業が創設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県等の業務として規定された。静岡県においても、改正法に基づくこどもの権利擁護のための取組を積極的に実施し、社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築を進める必要がある。そのため、児童相談所や施設の職員、里親とは独立した立場の意見表明等支援員が児童養護施設等を訪問し、意見表明等支援を行い、体制の構築を図るとともに、こどもの権利擁護を推進することを目的とする。

(3) 業務内容

ア 事前協議

意見表明等支援員が訪問する予定の施設と県が指定する有識者等と事業実施方法等を検討する。

イ こども及び施設職員への事業説明

こどもとの信頼関係形成や施設職員への本事業の理解促進のため、事業内容の説明を複数回行うほか、事業内容をこどもに分かりやすく説明するためのリーフレットやポスター等の原稿を作成する。

ウ 意見表明等支援

意見表明等支援員を施設に派遣し、意見表明等支援を行い、こどもから聴取した意見をまとめ、関係機関に伝える。

また、関係機関からこどもへフィードバックされた回答について、こどもが納得しているか確認する。

エ 事業実施後の振り返り及び今後の事業実施の検討

意見表明等支援を実施した都度振り返りを実施するとともに、意見表明等支援を行ったこどもを対象にアンケートを実施する。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

3 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始

の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(5) 県税の滞納がないこと。

4 委託額

委託業務に係る委託額は、11,973,000円（消費税等を含む。）を上限とする。

5 選考方法

提出された書類に基づき総合的に審査して決定する。

6 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区迫手町9-6 静岡県庁西館3階

静岡県健康福祉部こども若者局こども家庭課こども家庭班

電話番号 054-221-2922 Eメール kokatei@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 事業業務委託説明書の配布

ア 交付日時

令和7年5月9日（金）から同年5月23日（金）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

上記(1)に同じ。

Eメールで送付希望の場合は、こども家庭課Eメールアドレス宛に送付希望の連絡を行うこと。

(3) 提出書類

ア 提出書類

詳細は事業業務委託説明書による。

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出期限

令和7年5月23日（金）までに郵送又は持参（必着）

7 その他

- (1) 詳細は、「令和7年度意見表明等支援事業業務委託説明書」による。
- (2) 説明会は行わない。
- (3) 契約手続等において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (4) 照会窓口は、〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県健康福祉部こども若者局こども家庭課こども家庭班 電話番号（054-221-2922）とする。